

日本海・九州西広域漁業調整委員会

第9回九州西部会

1. 日 時 平成17年11月1日（火）午後4時10分～

2. 場 所 アジュール竹芝 飛鳥の間
東京都港区海岸1丁目11番2号

3. 出席者

日本海・九州西広域漁業調整委員会 九州西部会

部 会 長	学 識 経 験	森 本 稔
委 員	山口県選任	清 水 栄太郎
//	福岡県選任	松 井 誠 一
//	佐賀県選任	宮 崎 征 男
//	長崎県選任	小 西 藤 司
//	熊本県選任	福 田 靖
//	鹿児島県選任	野 村 義 也
//	沖縄県選任	桃 原 仁 一
//	漁業者代表	和 田 耕 治
//	漁業者代表	本 川 廣 義
//	漁業者代表	田 中 猛
//	漁業者代表	風 無 成 一
//	漁業者代表	冨 田 重 基
//	漁業者代表	宮 本 政 昭
//	漁業者代表	宮 本 光 矩
//	漁業者代表	三 木 奈都子

4. 臨席者

山口県漁政課
福岡県水産林務部水産振興課
佐賀県海区漁業調整委員会事務局

主査
主任技師
主査

秦 伸 介
白 石 日出夫
熊 井 健 一

水産課	技師	熊井一成
長崎県資源管理課資源管理班	係長	森川晃
熊本県海区漁業調整委員会事務局	参事	竹井秀次
鹿児島県水産振興課	技術主任	池上彰一
沖縄県水産課	主任	中村勇次
北海道資源管理グループ	主査	丹代皇
島根県水産課海づくり推進室	主幹	山本孝二
全国まき網魚漁協会	参与	福田哲
(社)全国底曳網漁業協会	事務局長	大西肇
北海道機船漁業協同組合連合会	参事	柳川延之
西海区水産研究所石垣支所沖合資源研究室	主任研究委員	小菅丈治
西海区水産研究所東シナ海漁業資源部	部長	堀川博史
内閣府沖縄総合事務局農林水産部林務水産課	漁業監督指導官	半田芳正
	漁政係長	高山朝秀
水産庁資源管理部	部長	五十嵐太乙
管理課	課長	武田真甲子
資源管理推進室	室長	長谷成人
資源管理企画班	課長補佐	大橋貴則
	企画調整係	小田裕太
資源管理型漁業推進班	課長補佐	長元雅寛
	指導係長	松本昌士
T A E班	課長補佐	小池幹人
	計画係長	加藤健司
	計画係	大内貴文
沿岸沖合課	漁業調整官	日影郁雄
指定漁業第一班	課長補佐	冨田智明
指定漁業第二班	課長補佐	廣野淳
	漁業監督指導官	永田祥久
増殖推進部漁場資源課沿岸資源班	課長補佐	青木保男
	調査企画係	田中千景
新潟漁業調整事務所	所長	栗田雅弘
資源課	課長	澤田竜美
	資源管理係長	宮澤喜一朗
瀬戸内海漁業調整事務所	資源管理計画官	平松大介
	資源保護管理指導官	久住壽次

境港漁業調整事務所	所長	森 義 信
資源課	課長	南 哲 也
	資源管理計画官	上 田 勝 彦
資源課	資源管理係	児 玉 工
九州漁業調整事務所	所長	木實谷 浩 史
	次長	堤 眞 治
	資源管理計画官	吉 永 政 信
沿岸課	沿岸第一係	堀 江 誠 治
資源課	資源管理係長	水 野 俊 介

5. 議 事

- (1) 部会長等の互選について
- (2) 水産資源の状況について
- (3) 資源回復計画の進捗状況について
 - ①実施中の魚種別資源回復計画の概要及び取組状況について
 - ②魚種別資源回復計画の検討状況について
- (4) その他

6．議事概要

開 会

○木實谷所長

時間となりましたので、ただいまから日本海・九州西広域漁業調整委員会の第9回九州西部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、先ほどの本委員会に引き続きの開催ということでございますけれども、よろしくお願いいたします。

私は九州西部会の事務局を仰せつかっております九州漁業調整事務所長の木實谷でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の改選後、初めての九州西部会の開催でございますので、部会長の選出までの間、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、先ほどの本委員会で委員の皆様の紹介はなされておりますので、この場での紹介は省略させていただきたいと思っております。

また、新しい委員の方もおられますので、この九州西部会について若干補足させていただきます。

九州西部会は、日本海・九州西広域漁業調整委員会が所掌する海域の中で、山口県から鹿児島県及び沖縄県に面する海域において完結する事項の処理に関し調査、審議することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、本年3月に開催されましたけれども、前回の部会におきまして、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画及び南西諸島海域マチ類資源回復計画の二つの計画について御了承いただきまして、今年度から取り組みがスタートしているところでございます。いろいろ課題もございますけれども、今後とも関係漁業者、関係県と協議を行いながら、円滑な資源回復計画の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御支援のほど、お願い申し上げたいと思っております。

また、資源回復計画の着手魚種としまして、有明海・八代海のガザミにつきまして御了承いただいておりますけれども、早期の資源回復計画の策定に向けて精力的に検討を進めていきたいと思っておりますので、御指導方、よろしくお願い申し上げます。

本日の議題といたしましては、一つ目は部会長等の互選について、二つ目に水産資源の状況について、三つ目に資源回復計画の進捗状況について御審議いただくことを予定しているところでございます。

本日、委員定数17名のところ、櫻本委員を除く16名の御出席を賜っておりますので、九州西部会事務規程第5条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

挨拶

○木實谷所長

水産庁・武田管理課長にごあいさつをお願いいたします。

○武田管理課長

管理課長の武田でございます。

委員会に引き続きまして、第9回目の九州西部会ということでございます。お疲れのところでございますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの委員会の中でもちょっと話が出ていましたけれども、資源管理と漁業経営との両立という問題は非常に難しい問題だと思っております。コストをいかにして縮減するか、付加価値をどうやって付けていくかという取り組みを資源管理の出口として、これを合わせて進めていくことが非常に重要だと考えております。

先週、ちょうどこの部会の関係のところでございますけれども、下関で全国資源管理推進会議が開催されました。そこでの意見交換のテーマとしても、つくり育てる漁業から、つくり育て売る漁業へということで活発な議論が行われたわけです。そういう中でも、コスト縮減の取り組みなり、付加価値向上の取り組みが非常に重要だということが改めて認識されたということでございます。

それから、これも先ほど本委員会の中で支援事業の予算の確保が非常に難しいという話がありました。シンポジウムとか、そういった場ももちろんありましようし、委員の皆様の日ごろの御尽力によりまして、漁業者の間では資源管理の重要性は大分広まってきたと思うんですけれども、さらに国民一般にもっと強くアピールしていく必要があるなと私も感じておりまして、いろんな機会を通じて、そういったことに努力していくと。そういうことによって、財政当局の理解も得られるようになるのではないかとということが、遠回りのようですけれども、そういったことをしっかりやっていくということが大事じゃないかと思ひます。

資源管理については、部長のあいさつにもありましたけれども、漁業の基本であるということでございまして、資源管理の切り口として取り組むべき課題は非常に多岐にわたると思っております。

この部会で活発な議論をいただき、実りあるものにしていただくことをお願いいたします。簡単ですけれども、あいさつにかえさせていただきます。

○木實谷所長

ありがとうございました。

事務局紹介

○木實谷所長

次に、事務局側で、まだ紹介していない出席者について御紹介させていただきます。

この列の一番あちら側が独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所石垣支所の小菅主任研究官でございます。

それから、私のこちらの隣が九州漁業調整事務所の堤次長でございます。

その隣が同じく九州漁業調整事務所の吉永資源管理計画官でございます。

配付資料確認

○木實谷所長

続きまして、事務局より本日の配付資料の確認をさせていただきます。

○吉永計画官

お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。第9回九州西部会ということでございます。

まず議事次第ですね。委員名簿、席次表、出席者名簿。続きまして、資料としまして、資料1の九州西部会の事務規程。資料2としまして、2005年資源評価対象魚種の資源状況という資料でございます。資料3としまして、南西諸島海域マチ類資源回復計画の概要。資料4としまして、有明海・八代海ガザミ資源回復計画の検討状況。以上でございます。

何か不足しております資料がございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

部会長等の互選について

○木實谷所長

ただいまより議事に入らせていただきたいと思います。

議題1の「部会長等の互選について」でございます。部会長及び部会長職務代理者の選任につきましては、九州西部会事務規程第3条に基づき、委員の皆様の中で互選をしていただきたいと思います。どなたか御推薦等の御意見はございませんでしょうか。

桃原委員、どうぞ。

○桃原委員

先ほど本委員会でも選出されました学識経験の森本委員に部会長、部会長職務代理として三木さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○木實谷所長

異議なしとのことでございますけれども、一応確認させていただきます。

森本委員を部会長に、また三木委員を部会長職務代理者ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○木實谷所長

ありがとうございました。

九州西部会の部会長は森本委員に、また部会長職務代理者は三木委員に決定させていただきます。どうもありがとうございました。

以後の議事進行につきましては、森本部会長にお願いいたしたいと思います。森本部会長におかれましては、部会長席まで御足労いただきまして、よろしくお願い申し上げます。

○森本部会長

ただいま委員の互選で推薦をいただきました森本でございます。どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

九州西部会におきましては、先ほど木實谷所長からお話がありましたように、トラフグとマチ類、二つの資源回復計画の実践がスタートしているところでございます。ガザミにつきましても、着手魚種として資源回復計画策定の検討が進められているところでございます。今や水産施策の大きな柱の一つとなりました資源回復計画による資源の管理を推し進めていくことが非常に重要な時期に来ているということではないかと思っております。

九州西部会海域の資源の回復と漁業の発展を念頭に置きながら、九州西部会の部会長といたしまして、委員の皆様方の御協力をいただきながら取り組んでいきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

座らせていただきます。

部会長職務代理者に就任をしていただきます三木委員に一言ごあいさつをお願いいたします。

○三木委員

ただいま皆様から部会長職務代理を御推薦いただきました三木奈都子でございます。

若輩者ではございますけれども、職務代理の機会には、その職を遂行できますよう努力いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○森本部会長

ありがとうございました。

議事録署名人の指名

○森本部会長

ここで議事を進めます前に、部会事務規程第11条にありますように、後日まとめられま

す本部会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては部会長から2人以上を指名することとなっておりますので、僭越ではございますが、私の方で指名させていただきたいと思います。

お手元の委員名簿を見ていただきますと、お分かりのとおり、ほとんどの委員の皆さんが再任されておりますので、従来同様、引き続き、この名簿順に担当させていただきたいと思います。

従いまして、今回の部会議事録の議事録署名人としては、海区漁業調整委員会の互選委員から福岡県の松井委員、大臣選任委員から本川委員のお二方をお願いをいたします。どうかよろしくお願いをいたします。

水産資源の状況について

○森本部会長

早速でございますが、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

議題2は「水産資源の状況について」でございます。マチ類及びガザミにつきまして、西海区水産研究所石垣支所の小菅主任研究官から説明をお願いいたします。

○小菅主任研究官

お手元の資料2、1枚目の紙をめくりまして、次のページをご覧くださいと思います。

マチ類4種類。マチ類というのは沖縄県におけるフエダイ科の深海性の魚の呼び名でありまして、このうちの4種類、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメ、ハマダイ、漁獲量の多い4種類について、資源の状況を主に漁獲統計等に基づきまして御説明申し上げます。

マチ類4種類、これらは地図に示しておりますように、熱帯性の魚でございまして、鹿児島県島嶼部及び沖縄県の近海が主な漁場でありまして、このほかにも八丈島や小笠原諸島付近でも漁獲されております。

これらのマチ類は深海性の魚でございまして、水深100mから300mの海底の曾根、海底の地形が盛り上がったところの上の方に生息しておりまして、深海一本釣り、または、はえ縄によって漁獲されております。

次に、資源評価の方法について申し上げます。鹿児島県については、鹿児島市中央卸売市場年報の取扱量を漁獲量とみなしまして、経年変化から資源水準と動向を推定いたしました。沖縄県についても各地区漁協及び沖縄県漁連市場での水揚げ記録を集計いたしまして、漁獲量のデータに基づいて資源評価を行いました。

左側の沖縄県の漁獲統計のグラフをご覧ください。これに示されておりますように、1980年前後には1800トンから2150トンの漁獲、これはマチ類4種合計でございますが、それが直近の2年間には250トン近くまで減少しておりまして、9分の1という明らかな減少

を示しております。

鹿児島県におけるマチ類の資源の状況については、右側の各種ごとに示した漁獲量の折れ線グラフをご覧くださいと思います。これにおきましても、アオダイ、ハマダイ、ヒメダイ、オオヒメいずれも統計の残っております時点よりも漁獲量が減少しているということでございます。こうした傾向から判断いたしまして、資源水準はいずれも低位にあると認められます。

個別に資源の最近の動向をこうした漁獲量の変化から推定いたしますと、資料2の2ページ、次のページにまとめてございます。アオダイにつきましては沖縄県、鹿児島県とも減少傾向。ヒメダイについては鹿児島、沖縄両県とも最近はほぼ横ばい、低位で安定している。オオヒメにつきましては、沖縄県は横ばいですが、鹿児島県につきましては若干減少傾向が認められましたので、減少と判断いたしました。ハマダイについては鹿児島、沖縄両県とも明らかに減少しております。

資源状況について、以上のような御説明でよろしいでしょうか。

○森本部長

ありがとうございました。

有明海・八代海のガザミにつきましては西海区水産研究所の堀川東シナ海漁業資源部長にお願いいたします。

○堀川部長

申しわけございません。当初は予定しておりませんで、名簿に載っておりません。私どもの水研の別の部の部長が担当すべきところ、所用があって出席できなくなったということで、代わって私が説明をいたします。スタントでないので、御質問があっても十分お答えできないかもしれませんが、私の知る範囲の中でお答えをしたいと思います。

先ほど小菅から説明があった資料の後ですね、有明海・八代海のガザミということで資料を取りまとめてございますので、それをご覧ください。

生物学的特性は、そこに書かれたとおりで、ここであえて説明はいたしません。

漁業の特徴なんですけれども、御存知のように、有明海のガザミはさし網とかかごととかすくい網で主に漁獲されると言われております。

農林統計年報、県別の統計がございますので、それを拾いまして有明海のガザミの漁獲量を見たものが、この下に1と書いてある1ページ目の漁獲量の推移でございます。

これで特徴的なのは1985年、1781トン漁獲されたということで、この年だけ急に漁獲が伸びましたけれども、その後、急減をいたしました。1990年以降は、減少傾向はそれほど急ではありませんけれども、徐々に変動しながら減少し、2003年には176トン程度になったということになります。

次のページ、八代海の方です。これも1年おくれではございますけれども、1986年に最高の529トンを記録して、その後、急減しております。この数字の急減の原因が一体何

であるのかというのは私、今のところ、分かりかねます。有明海、八代海とも、少し時間のおくれはありますけれども、同じようなことが起こっていたのではないかと考えられます。

八代海の方も以降、非常に低い水準で推移しましたが、近年、ちょっと増えたという状況でございます。

農林統計の方ですが、漁獲量の把握ということですが、漁協を通さない、漁協以外の流通がかなりの量あるということが言われております。したがって、この農林統計の漁獲量が全体の生産量をどの程度、表しているのかという根本的な問題が横たわっております。

いずれにしろ、もしこの農林統計が正しいのであるとするならば、現在の資源状況は非常に低位であるということは言えると思います。

資源評価、回復計画の効果を算定するに当たって、先ほど言いましたように、漁獲量の把握は不十分で、漁協を通さない流通がかなりあるということ、それから、漁獲物の組成、漁獲時期に県とか地域によって偏りがあるという問題とか、環境の変化が資源量に影響するということも考えられる。それから、有明海・八代海のガザミの生活史の全体像が、まだよく分かっていない面があるということ。

そういうことで、このガザミについては、水産庁から委託を受けて水研センターでやっております資源評価調査での資源評価の対象種としては現在、取り組まれておりませんで、沿岸資源動向調査というわずかばかりの予算をいただいて、漁獲の動向などを調査しているということでございます。

このように漁獲量の正確な把握が非常に重要でございますけれども、有明海の漁協は、大きな漁協もままございますけれども、非常に小規模な漁協で、そこでのいろんな仕切り伝票等の保存状況について一度、全数調査というか、全部調査をしたことがございますけれども、そこでも余りガザミとか細かい仕分けができていないということで、漁獲状況の把握がなかなか難しいなというのが実感でございます。

以上です。

○森本部長

ありがとうございました。

ただいまマチ類及びガザミ資源の状況につきまして説明をいただきました。いずれも資源状況は厳しいようでございます。資源の把握の仕方、統計上の問題もあるということでございますけれども、ただいまの御説明に対して何か御質問ございますでしょうか。

松井委員。

○松井委員

ガザミについてですけれども、ガザミ一本で評価されようと言われていますが、タイワンガザミとの区別という点と、もう一つ、1985年、非常に増えたというのは、どうなんですか。

この当時、ガザミに対して、たしか放流事業の中で、このころから始まったと思うんです。私の記憶では、当初、放流対象種の優良品種であるともてはやされて、いろんなところで放流されてきましたけれども、その後、それほど思わしい効果が出なくなった。その辺が関係しているのではないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○堀川部長

ガザミに幾つかの種類があるのは、多分仕分けされていない形だろうと想像しております。

それから、放流の問題について、私、専門外なのでよく分かりませんが、逆に、そういう御指摘があったので、持ち帰りまして、激減の説明についての参考にさせていただきたいと思います。

○森本部長

ありがとうございました。

ほかに意見、質問……。

小西さん。

○小西委員

こういうふうに急激に上がるというときは、漁法に何か工夫がなされたんじゃないかということも考えられる。そのあたりが、この数字だけでは、今までやっていたことと違うようなやり方で漁獲されたということも考えられるんじゃないですかね。

○森本部長

ありがとうございます。

○堀川部長

御意見、参考にさせていただきたいと思います。

○森本部長

よろしいですか。

ただいま御指摘いただいたような点も含めまして、また水研センターの方で分析等をしていただければありがたいと思います。

資源回復計画の進捗状況について

①実施中の魚種別資源回復計画の概要及び取組状況について

○森本部長

次の議題3、「資源回復計画の進捗状況について」、①の実施中の魚種別資源回復計画の概要及び取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○吉永計画官

マチ類について、私の方から説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

ます。

お手元の資料の資料3をご覧くださいと思います。マチ類につきましてもトラフグ同様、前回の九州西部会におきまして計画の了承をいただきまして、今年度からスタートしたということでございます。

1の資源回復の必要性のところにつきましては、先ほど小菅さんからもお話がありましたので、ここは省略をさせていただきます。非常に厳しい状況にありますので、これを何とか回復させていきたいということでございます。

対象漁業につきましては、現在、南西諸島海域でマチ類を漁獲しております底魚一本釣り漁業、それと底立はえ縄漁業ということで、鹿児島県、沖縄県で取り組んでいただくということでございます。なお、沖縄県の底魚一本釣りについては、5トン以上につきましては県知事許可漁業になっておるというところでございます。

3番目の資源回復の目標でございます。これも非常に厳しいということで、2行目に書いておりますけれども、「現状の資源量の水準を維持することを目標とする」ということにとどまっております。

4番目の資源回復措置でございます。これにつきましては、各海域の曾根周辺を中心にして保護区を設定して、漁獲努力量を削減するというところで、当面は保護区の設置だけでスタートしたところです。今後、漁業者の皆さんとも協議しながら、例えば休漁期間だとかについて追加できる措置があれば検討をしていきたいというふうに思います。

5番目の公的担保措置につきましては、とりあえずは自主規制的なスタートになりましたけれども、今後、検討してまいりたいということでございます。これについては後ほど触れたいと思います。

2ページにつきましては、先ほど資源の動向のところでも御説明がありましたので、省略をしたいと思います。

3ページにつきましては、これが対象海域図ということになっておりまして、鹿児島県の方で16カ所、沖縄県の方で2カ所の保護区を設定していただいております。

以上が、おさらいになりますけれども、資源回復計画の概要でございます。

4ページの取り組み状況につきまして、簡単に御説明をします。先ほどの計画の概要とダブる部分がありますが、まず鹿児島県の方につきましては、①から⑯までの16カ所の保護区のうちに、14カ所において保護期間の設定ということで、既に漁獲努力量削減措置を実施していただいている。それぞれ番号、名称、その隣に保護期間を設けております。期間限定の保護区もありますし、周年の保護区もございます。この中で③と④につきましては、1月～3月が保護期間ということでございますので、ここの二つの保護区につきましては年が明けてから実施ということでございます。

沖縄県の方につきましては、⑰⑱の保護区、ここにありますように、北タイキュウソネ、

台湾ソネということで、沖縄県の2カ所の保護区につきましては10月から実施中ということでございます。それと、下の丸の二つ目に書いております、先ほど言いました公的規制ということで、沖縄県につきましては来年、平成18年1月実施を目途に現在、海区漁業調整委員会の指示の発動に向けて検討されているということでございます。

取り組み状況については、簡単でございますが、以上でございます。

あと5ページ、6ページにつきましては、両県さん、啓蒙普及の一環ということで、ポスター、チラシをつくっていただいておりますので、それを添付させていただいております。

以上でございます。

○森本部長

どうもありがとうございました。

ただいま、実施中の魚種別資源回復計画の概要及び取り組み状況について、マチ類についての説明がございました。御質問等ありましたら、お願いします。

桃原委員、どうぞ。

○桃原委員

質問ではございませんけれども、ただいま御説明があったものに対して若干つけ加えたいと思っております。

そちらに書いておりますように、3月に当委員会で計画を認めていただいて、それに基づきまして、その間、ポスターの作成やら関係漁協、県内外についての周知徹底とか、新聞等にも掲載していただきまして、一般に、遊漁者も含めて、そういう活動を行ってまいりました。引き続き、そういった活動を続けていきたいと思っております。

それらを踏まえて、こちらにも書いておりますように、できれば海区漁業調整委員会の委員会指示をやって、より効果的な措置ができないものかということで、委員会には、こちらの広域部会での状況をずっと説明してきておりますので、委員もほぼ内容については周知していますので、委員会指示について、それほど問題はなかろうかと思って進めているところでございます。

委員会指示にしますと、それに伴ういろんな問題も出てくる可能性あるわけでございますけれども、幸いに国の方でも、沖縄総合事務局が取締船等によって見回り等も精力的にやっていただいて、大変感謝しているところでございます。今後ともよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○森本部長

ありがとうございました。

外国船等の取り締まりのお話もございました。水産庁の方でも、そのような努力をしておられると承知しておりますけれども、今後とも回復計画の実効をあらしめるために取り

組みをしていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

松井委員、どうぞ。

○松井委員

マチ類は、最初の小菅さんからの御説明の中でも、生物学的特性がほとんど不明なわけですね。資源関連の情報が、それに伴って不足している部分ですから、今の休漁期間だとか保護区だとかいうことも、現在とられる一つの手っ取り早い手法だろうと思うんですけども、同時に、生物的な情報を水産庁の方でも取って、本当に科学的な資源管理ができるようにしていったほしいと思います。

よろしく願いいたします。

○森本部長

ありがとうございました。

科学的な資源評価ということで、調査の方も進めていただきたいという御要請でございます。

何かありますか。よろしいですか。

②魚種別資源回復計画の検討状況について

○森本部長

ほかにも御質問もないようでございますので、続きまして、②の魚種別資源回復計画の検討状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○吉永計画官

資料4をご覧くださいと思います。有明海・八代海ガザミ資源回復計画検討状況ということでございます。

まず八代海のところにアンダーラインを引かせていただいております。これにつきましては、八代海という名称はいろんな資料の中に出てきて、前回の部会で着手の御了承をいただいたときは「不知火海」という名称で御了承いただきました。その後、行政担当者会議も、次のページにありますように、2回開催しておりますけれども、その中の1回目の4月21日の会議の中で、不知火海よりも八代海という名称の方が、今後、具体的検討をする中で、海域等の範囲について明確にする必要があるということもありまして、私どもが承知していますのは有明海の特措法ですね、これで八代海という名称を使って海域の定義をしております。そういうことで、今後、「有明海・八代海」ということで計画の海域の名称にも使っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

資料4の1ページで、3月に着手を承認いただいた以降、先ほど説明した2ページのところで、行政・研究担当者会議なり漁業者協議会を開催して、具体的論議に入ったところ

でございます。

ここに書いております一覧表は、各県の漁業者協議会等の検討の材料といいますか、土台といいますか、そういう意味で、対象漁業と現在の自主的な規制――公的な規制が熊本県で実施されておりますけれども――、そういうことで、今後の検討のたたき台ということで取りまとめをさせていただいて、漁業者協議会等の場で示させていただいておるところでございます。主体はさし網、かにかご漁業になるんじゃないかなと思っております。

この中で、既に福岡県、佐賀県、熊本県におきましては、対象漁業の一番下を書いておりますように、それぞれの漁業者間等で検討をする、例えば福岡県でありましたらガザミ育成会、佐賀県でありますと漁業者協議会、熊本県ですと栽培漁業地域展開協議会ということで、既にそういった組織がありますので、こういった場を活用して、今後、具体的に検討をさせていただきたいと思っております。

それと、長崎県につきましては10月16日に、有明海の関係組合長ほか行政の方も入っていただきまして、ガザミ資源回復計画作成協議会を立ち上げていただき、今後、この中で検討をしていただくということになっております。

右側の現在の規制措置につきましては、自主規制が主体になっておるんですけれども、総じて言いますと、抱卵ガザミの再放流、それから小型ガザミの再放流。これについては、サイズが県ごとに違いが出ております。あとは、休漁日の設定等を実施されている県もございます。

あとは、公的規制としまして、熊本県の方で海区の委員会指示ということで、6月にたも網及びすくい網によるガザミの採捕の禁止ということで実施をされておるということでございます。

あとは、2枚目の方ですけれども、繰り返しになりますが、行政・研究担当者会議の開催状況です。今のところ、4月21日のところで、内容のところ、右側にありますけれども、ガザミにつきましても研究担当者会議、いわゆるワーキンググループを設定しまして、先ほどの資源の実態、漁獲の実態を含めまして、生態的なものもまだまだ分かっていない部分があるんですけれども、西海区水産研究所、各県の研究機関の担当の方でワーキンググループを設置して検討していただくということにしております。

あと、下の方の表ですけれども、佐賀県、長崎県、熊本県につきましては、漁業者協議会を開催していただき論議をスタートさせていただいているということでございます。

それで、目安といいますか、何か目標がないとなかなか進まないものですから、一応の目安としまして、18年度中、19年3月までには計画を策定していきたいということで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森本部長

ありがとうございました。

有明海・八代海ガザミ資源回復計画の検討状況について、事務局から御説明をいただきました。自主的な措置としては、既に取り組まれているところでございますけれども、これから、さらに調整をして回復計画ができればということでございます。

何か御質問ございますでしょうか。

○福田委員

熊本の福田と申します。

ガザミに関して、個体群の変動というものは、沖合の海での幼生の育ちぐあいによって決定するというのがだんだん分かってきています。幼生の育ちぐあいということは、幼生をたくさん出す時期というのがありますので、熊本県が行っているように、6月を各県共通で抱卵した雌をとらないというのが、資源を維持していく上で一番大切な時期だと思います。

しかも、抱卵しているカニのサイズの大きいものから小さいのにかけて順次出していきます。6月というのが一番大きい個体をとれる時期です。だから、十分成熟した個体が出すものですから、この時期、大量に出ますので、この時期のをとらなければ有明海全体の個体群を維持できるだけの数は十分出ると思います。その後、小型のカニのサイズがばらついていきますけれども、これはそんなに大きい問題ではないので、統一してもらいたいということですね。

それから、八代海に関しては、幼生が湾奥の方で出ますけれども、20m以下の浅いところで、幼生は御所浦、樋ノ島沖の方に一気に流れます。そして、そこが育つ場所、つまりナーサリーエリアになるんですけれども、ここで育って、また熊本県の方の干潟に帰る。

それで、鹿児島県との関係は非常に薄いんですね、それ全体で一つのライフサイクルがつながっていますので。幼生が育つのは御所浦、樋ノ島ですね。幼生が深さを選ぶというのが分かってきました。浅いので、溜まるわけですね。そういう場所を大切にすることですね。

有明海の場合は、それが急に浅くはなりません、非常に緩やかですから、その範囲が非常に深い、20mよりも深いところで育ちます。

そういうことが分かっていますので、有明海に関しては、各県が共通して抱卵ガザミを獲らないことにすれば、有明海全体、熊本県だけではなくて長崎も佐賀も福岡も、後から、ある程度とれるようになるのではないかと私は思っています。

それで、この話し合いの中で、福岡、佐賀、長崎、熊本が足並みをそろえて対応する。今のところ、熊本だけがやっていますので、その横でほかの県はとるという形になりますので、その辺ですね、できるだけ足並みをそろえていただけたらと思います。

以上です。

○森本部会長

どうもありがとうございました。

ガザミの生態に基づく資源管理といいますか、資源回復計画を統一的にやるべきではないかという御指摘でございます。行政・研究担当者会議も開かれて、今のような委員の御意見についても議論されているのかなとも思いますけれども、ただいまの御指摘も参考にしながら、できれば効果のある措置が採択されるということが望ましいと思います。

事務局の方で何か御意見ございますか。

○吉永計画官

貴重な御意見をありがとうございました。先ほど言いましたように、ワーキンググループを設置しておりますので、今の御意見を踏まえて、また漁業者の合意形成も必要なものですから、そこも含めまして検討していきたいと考えています。よろしくお願いします。

それと、一点。先ほど言い忘れました。資料4の欄外に※印のところで、「鹿児島県も参加県として検討中」ということを書いておりますが、説明を忘れました。八代海ということで、熊本県はもちろんですが、鹿児島県の海域も入るということで、熊本県の漁業者から、ぜひ鹿児島県の漁業者にも参加をしてほしいという御意見があり、それを踏まえたものです。既に鹿児島県の行政にも伝えております。

先ほど堀川部長から説明がありました資料で、八代海の漁獲量の推移があったと思いますが、ほとんど熊本県の漁獲量で、鹿児島県の漁獲量の実態が、ゼロとは言えないんでしょうけども、ほとんどないということで、そこら付近もあります。

ただ、現場としてのトラブルも発生してはいけませんし、そういうことで今後、関係者と詰めていきたいと思いますので、場合によったら、鹿児島県にも参加県として入っていただく可能性もあるということだけ、一応御報告しておきたいと思います。

よろしくお願いします。

○森本部長

ありがとうございました。

ほかに御質問……。

宮崎委員。

○宮崎委員

佐賀県の宮崎です。

今、熊本の委員から大変おもしろい貴重な御意見をいただきました。6月の抱卵ガザミを大切に、獲らないようにすれば、ある程度資源回復が見込めるんじゃないかというお話でございました。

ただ、私はちょっと疑問があるんですが、同じ有明海でも、熊本県と非常に湾奥部の佐賀県、福岡県のガザミの交流が本当にあるのかどうなのか。その辺の生態がまだはっきり分かっていないんじゃないかなという疑問が幾らかございます。

したがって、佐賀県や福岡県の抱卵ガザミも同じように6月を採捕禁止にして保護すれば、熊本県と同じような効果が期待できるかどうかということについては、これからもう

少し生態調査をしっかりとやっていかないと、よく分からないのかなと、そういうようなことが……。

意外とガザミというのは、調査をすればするほど分からない部分が出てきまして、C1になってから、目で見えるといったらおかしいんですが、数センチになるまでの間の採集が非常に難しい。プランクトンネットでひいても、砂浜をひっかき回しても、潟をひっかき回しても、なかなか小さいガザミをつかまえるのが難しいので、その辺、この時期はどこでどうやって過ごしているんだろうかというのが、まだ解決されていないところもございます。

そういうようなところで、資源回復計画をつくるには、八代海から有明海の湾奥部まで含めたガザミの移動ですか、そういうことも含めた生態調査を十分やってから、こういう計画を幾らか立てなければいけないのかなと、そういう感じを持ちました。

もう一つ、資料4についてですが、現在の取り組み状況の中で、規制措置ということで各県の現在やられている、あるいはこれからしようとしている状況が幾らか書かれているわけですが、この表の中に種苗放流という分野が全く抜けているんですね。だから、資源回復計画の中に種苗放流というのは抜かして考えているのか。私、今日が初めてなので、よく分かりませんが、有明海のガザミを資源回復させようと思ったら、人工種苗の放流を4県なり5県が足並みそろえて、ある程度のノルマを課して、多ければ多いほどいいんでしょうけれども、そういうことをやっていくのも一つの方策だろうと。

もう一つ、種苗放流する場合に、どのサイズで、どれぐらい入れるのが一番効果的なのかということも、C1で入れるのか、C5で入れるのか、その辺も含めて検討していくべきだろう。

そういうようなことをちょっと考えましたので、種苗生産とのかかわり、あるいは人工放流とのかかわりがここに何も書いてないので、一体どうなっているのかなという疑問を感じました。

以上です。

○森本部長

ありがとうございました。

貴重な御意見、問題点等を御指摘いただきまして、ありがとうございます。

種苗放流について、ここでは規制措置だから入れてないのか、この辺の実態を説明していただきたいと思います。

○吉永計画官

資源を回復させるためには漁獲努力量の削減が本来の資源回復の柱とっております。そういう意味では、あくまでも漁獲努力量の削減につながる規制措置ということで書いております。

したがって、資源回復のためには当然、種苗放流は大事なことになるだろうと思いま

す。補完的な意味合いも含めて、それは回復計画の中に取り入れて作成の検討をしていきたいと考えております。

○森本部長

ありがとうございました。

清水委員。

○清水委員

今、委員から種苗放流が抜けているという指摘がありました。私は、それに加えて支援事業が抜けておるのじゃないかと、そこに私どもは単県魚種としてアマダイの管理をする中で、休漁したら、どんな支援をしてくれるのかということが出て、行き詰まっております、返事ができません。そういうようなことが全国的に行う広域漁業調整委員会で検討する事項の中でも必要になってくるのではないかと、このように思っております。

先ほど本会議で申し上げました。それを二度と申し上げませんが、そのことは大切なことだろうと思います。ここで我々の意思として、支援事業等々に対する予算を各県が共通して出さなかったら、ある県は漁業者の負担になる、ある県は出すということが起こると、資源回復計画も立たなくなる、実施できなくなると、私はこのように危惧しております。

先ほどPRは水産庁のホームページで議事録を読んでもらいたいという話がありましたが、ここで議事録として、皆さんの総意として、そういったことを要望するということを申し上げたいと思いますが、皆さん賛成していただけますか。

小泉の三位一体の改革で縮み上がっておられるようですけれども、物を言っていかなかったら漁業はつぶれますよ。私はその危惧を持っております。

したがって、提案いたします。どうでしょうか。

○松井委員

賛成します。そのあたり、水産庁は本当にまじめに取り組んでほしいと思います。でないと、今、油も非常に上がっていて、しかも魚価が低迷しているという中で、漁獲規制だ、漁場規制だとかいう形になりましたら、先ほどどなたかが言われましたように、本当につぶれてしまうと思います。そのあたりは、ぜひ何かの形で検討してほしいと思います。よろしく願います。

○森本部長

ありがとうございました。

この資源回復計画を実効性あらしめるための支援事業、支援措置というものが非常に重要であると、最近の予算の立て方とかそういうことで、補助というよりも、交付金といいますか、そういう形になっているということについて、各県の取り組みがばらばらになるのではないかとことから、全体的な資源回復計画が進まないという御懸念だと思います。

これは強く部会として受けとめなければいけないと思いますけれども、この点、水産庁の方で何かありますか。

○吉永計画官

その前に、基本的な話は、先ほど各県さんに対する要望ということで長谷室長から本委員会でも触れていただきましたので、私の方から一言言っておきたいのは、漁業者協議会を開催するに当たっては、漁業者の皆さんに、必ずこのパンフレットを配付しております。

それで、まさに資源回復計画の基本的な話から、ご覧になって、最後には支援事業の仕組み、メニュー等についても書いております。これについては必ず説明をしております。そういう意味では、資源回復計画をやる場合は、こういった制度、仕組みがありますということについては漏れのないように対応はしておるつもりでございます。

以上です。

○長谷室長

清水委員からの御指摘、御意見に関連してですけれども、整理して申し上げますと、資源回復計画関連の予算で計画策定に絡む話ですね、そのときに必要な会議費ですとか、付加価値向上の調査ですとか、そういうソフトの予算が一つあります。もう一つは休漁ですとか減船についての支援事業があるんです。

前段の部分については、従来、補助金であったわけですがけれども、それについて、昨年度の会議で御説明しましたけれども、三位一体改革の動きがある中で、清水委員、先ほどひもつきと言われましたけれども、その事業について、いわゆるひもつきの補助金であったものを一般財源化したらという動きがある中で、農林水産省としては、補助金をまとめて、けれども、水産について使うお金ということで交付金という形でまとめて今年度の予算ができ上がっています。そういう意味では、水産に使ってもらうお金ということで県に行くようになっているわけですね。

もう一つの支援事業の方は、その交付金の対象ではなくて、休漁なりするときに国が3分の1出します、県は県の方で3分の1手当てしてください、残りが漁業者の分ですという形になっているんですね。

そういうことで、県は地元の水産業の振興ということについて責任を持っているわけですから、その責任分担として3分の1負担の、この事業をやる場合には義務があるということなんですけれども、全体的な財政事情の悪化の中で、そこが出てこない苦しい県が増えてきている。それがどんどん進むと、この支援事業が動かなくなるんじゃないかと、県が出さないとその分、漁業者の負担がと言われましたけれども、今の仕組みですと、原則的に義務負担ですから、県が出せないなら、この事業は動かないということになってしまいうんですね。

そういうことですので、それぞれの県の財政事情ありますけれども、各県の水産部局は何とかということで、県内で財政当局と協議、議論しているわけですがけれども、ない袖は

振れない的なことを言われて悪戦苦闘している、状況はそういうことです。

水産庁、もっと頑張れというお話ですので、頑張っているつもりなんですけれども、さらに頑張っていきたいと思います。

特にここで問題になっているのは都道府県分の負担が滞りがちになっていると。しかし、足並みをそろえていかないとうまくいかない話ですから、足並みそろえてやっていくことが必要だという御議論、指摘であれば、そのとおりだということで合意していただいて、また水産庁も働きかけますけれども、委員の皆様も地元へ戻られたら、それぞれのところで、そういう声を上げていただければいいのではないかなと、むしろお願いしたいなと思っていますところ。

○清水委員

よろしいですか。

○森本部長

清水委員。

○清水委員

おっしゃることは分かりました。

ただ、全体のボリュームが小さくなっておるということで、県の方も、ない袖は振れないという県があって、先ほどの兵庫県さんが言われるようなことが起こっておるということです。我々としては、そういうことがないように、資源回復がきちっとできるようにしなかったら水産業の振興にはならない。これを大きな声で言わなかったら政府には通じないんじゃないだろうか。このように思いますから、声を大にして申し上げるところです。

以上です。

○森本部長

ありがとうございました。

○野村委員

ガザミについてよろしいでしょうか。

○森本部長

どうぞ、野村委員。

○野村委員

鹿児島県の野村です。

先ほど鹿児島県はガザミに余り関係ないだろうという話がありましたけれども、実際、15、6年前にもガザミの放流を3年間続けてやっております。もちろん栽培センターというところでガザミの幼生をつくりまして、3年ぐらい何十万と放流したんですけれども、今までの水揚げが全然変わらないということで、3年ぐらいやってやめたという経緯がありますので、そこら辺を含めて報告しておきます。

○森本部長

ありがとうございました。

福田委員。

○福田委員

話はガザミの方に帰ってしまいますけれども、ガザミが佐賀の方で産んだ幼生も全部、有明海全体、コリオリの法則に従って時計と反対回りに海水が基本的に回りますので、それに乗ったような形で幼生が島原寄りにだんだん移って、湯島沖まで流れる間に、ゾエアから次のステージのメガロoppaになった段階で有明海全体に、満ち潮に乗って帰る。しかも、それは夜の満ち潮です。昼間は底にへばりついている、メガロoppaというのは。そして、夜の満ち潮になると、これが浮上します。そして、一気に帰ります。

昼間はネットをひいても一切入りません。稚ガニは、浅海域の浅い方に、干潟の浅い方に移動していきます。成長に伴って、だんだん深みの方に移っていくという形です。

そういう流れですので、佐賀は佐賀でライフサイクルが完成するわけではなくて、有明海という全体で一つの流れがあります。そして、ほとんどの幼生は無効分散で外海に流れてしまいます。帰ってくるのは1%以下で、それで十分賄うことができるんですね。

だから、そういう流れの中で動いていますので、放卵数が、出す幼生が増えると、帰ってくる数がドッと増えるのは目に見えているんです。だから、抱卵ガザミをとらないというのが一番有効ですね、そういう面では。

私が言いたいのは、それだけです。

○森本部長

ありがとうございました。

いずれにしても、そのような知見といいますか、各県の研究の方々あるいは水研の方でも十分議論をしていただいて、より効果のある回復計画ができればと思います。いずれにしても、漁業者の皆さん方の総意ということでない、なかなか難しい点もございますので、参考にさせていただきながら、回復計画を作成していただきたいと思います。

大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

ほかに特段なければ、議題3の審議を終了したいと思います。

資源回復計画実施中のマチ類につきましては、何とか資源の回復が見られればと願っておりますが、関係者の御協力と御支援をいただきますよう、よろしくお願いします。また、資源回復計画検討中のガザミにつきましては、今後、早期の合意形成がなされますよう、19年3月というお話もございましたけれども、関係者の精力的な検討方、よろしくお願いします。

そ の 他

○森本部長

以上で、本日、事務局が予定しておりました審議事項は終了しましたが、その他として委員の皆様から何かございませんでしょうか。また、事務局から何かありますでしょうか。

三木委員、どうぞ。

○三木委員

これまでの議題に直接関係しておりませんが、この委員会というか、部会ですね、新しくスタートした時期でありますので、資源回復計画に関する方法について御意見を申し上げたいなと思っております。

桃原委員の話の中に、新聞等、漁業者向けの周知徹底ということで広報したという話が出ておりました。今後、漁業者向けだけではなくて、国民一般、外堀を固めていくとか、追い風になるような広報の方法も模索する必要があるのではないかなと思います。

一つに国民の環境意識の高まりみたいのに乗っけるだとか、エチゼンクラゲに見られますように、ちょっと親しみがわくとか、おもしろおかしくといったは何ですけれども、国民の皆さんに近づくような形で持っていくだとか、そういうことが必要なのではないかなと思います。

こういう話をすると、水もの的な方法にどれだけお金がかかるというところで予算の話が出てくるかと思えますけれども、コミュニティ紙だとか、その辺の安上がりにする工夫はいろいろ出てくるかと思えますので、その辺、御検討いただけたらと思います。

以上です。

○森本部長

ありがとうございました。

大変重要な指摘ではないかと思えます。先ほど開会のあいさつで武田課長からも、似たとか、そういうふうな取り組みをしていくべきだというふうに考えているというお話もございました。大変重要な御提案だと思います。事務局の方で、予算の問題もあるのかもしれませんが、そういった視点でいろいろ取り組みのPRといいますか、そういうことに努力をしていけばというふうに思います。

よろしいですか。

○長谷室長

金がなくても、水産物というのは国民に親しみありますしね、特に地方紙ですとか、ローカル局ですとか、そういうのは取り上げてくれる気持ちは相当あると思いますので、そこをうまく利用して、金取るのは、それも努力しますが、金がなくてもやれることはいろいろあると思いますので、工夫して発信していきたいと思っております。

○森本部長

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、最後に次回部会の開催日程について確認をしておき

たいと思います。

次回部会の開催日程等について、予定を事務局より説明をお願いいたします。

○吉永計画官

今のところ、例年どおり３月中を目安に開催していきたいと考えておりますが、本委員会等との兼ね合いもございますので、そこは状況を見ながら具体的日程は検討していきたいと考えております。

○森本部長

ありがとうございました。

次回日程については、本委員会の開催等ともあわせて検討する必要があるがございますから、具体的な日程の調整につきましては、私の方で事務局と調整させていただきたいと思えます。

閉 会

○森本部長

本日の九州西部会はこれにて閉会したいと思います。委員各位、御臨席の皆様におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見ありがとうございました。資源回復の明るい展望が見られますように、今後とも関係各位のさらなる御尽力と御協力をお願い申し上げます。

なお、議事録署名人の松井委員と本川委員におかれましては後日、事務局より議事録が送付されますので、署名の方、どうかよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、日本海・九州西広域漁業調整委員会第９回九州西部会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。